（行方不明者発見活動に関する規則の一部改正）

第三条　行方不明者発見活動に関する規則（平成二十一年国家公安委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項第二号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する配偶者からの暴力」の下に「又は同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」を加える。

附　則

この規則は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

告　示

○金融庁告示第六十七号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の十八の二及び第一条の十九第二号の規定に基づき、平成二十三年金融庁告示第百五号（金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二十七日　　金融庁長官　畑中龍太郎

前文中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

第二条第三号を次のように改める。

三　指定外国清算機関が金融商品債務引受業と同種類の業務として引受け、更改その他の方法により負担する債務の起因となっている次に掲げる取引

イ　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（当事者があらかじめ約定する金融指標（金融商品（同条第二十四項第三号及び第五号に掲げるものを除く。）の利率に限る。）と将来の一定の時期における現実の当該金融指標の差に基づいて算出される金銭（円建てのものを除く。ロにおいて同じ。）の授受を約するもの又はこれに類似するものに限る。）であって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、次に掲げるいずれかの方法により当該業務の相手方となるもの

(1)　当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者を自己の代理人として、自己の債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

(2)　当該指定外国清算機関の外国清算機関清算参加者に自己の債務をいったん負担させた上で、当該債務を当該指定外国清算機関に負担させる方法

ロ　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（当事者が元本（円建てのものを除く。）として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた利率又は市場金利の約定した期間における変化率（以下ロにおいて「利率等」という。）に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた利率等に基づいて金銭を支払うことを相互に約するもの（当事者の一方が相手方に支払う金銭と相手方が当事者の一方に支払う金銭とが同一の通貨建てのものに限る。）であって、当該業務の相手方となる金融商品債務引受業対象業者が、イ(1)又は(2)に掲げる方法により当該業務の相手方となるもの

○金融庁告示第六十八号

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第九十三条の規定に基づき、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第六十九号）の一部を次のように改正し、平成二十五年十二月二十七日から適用する。

平成二十五年十二月二十七日　　金融庁長官　畑中龍太郎

第三条中「平成二十四年十月三十一日」を「平成二十五年十月三十一日」に改める。

○外務省告示第三百九十二号

平成十七年十月十九日にパリで採択された「スポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約」の附属書Ⅰが同規約第三十四条の規定に従い改正され、その改正は、同条の規定により平成二十六年一月一日に効力を生ずる。改正が効力を生じた後の附属書Ⅰは、次のとおりである。

（平成二十五年十一月十一日付け国際連合教育科学文化機関事務局長書簡）

平成二十五年十二月二十七日　　外務大臣　岸田　文雄

附属書Ⅰ　二千十四年の禁止表（二千十四年一月一日に効力を生じた世界ドーピング防止規範）

禁止される物質は、S1、S2、S4、S5及びS6(a)に分類される物質並びに禁止される方法のM1からM3までに規定する物質を除くほか、世界ドーピング防止規範4.2.2の規定により、全て「特定物質」とみなす。

常に禁止される物質及び方法（競技会検査及び競技会外検査）

禁止される物質

S0　承認されていない物質

この禁止表において取り扱わない薬理学的な物質であって、規制を行う政府の保健当局が人の治療目的使用について現在承認していないもの（例えば、前臨床的な開発若しくは臨床的な開発が行われている薬物又は開発が中断された薬物、デザイナー・ドラッグ及び動物への使用のみが承認された物質）は、常に禁止する。

S1　たんぱく同化剤

たんぱく同化剤は、禁止する。

S1.1　たんぱく同化男性化ステロイド剤（ＡＡＳ）

(a)　外因性（注1）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

一－アンドロステンジオール（五アルファ－アンドロスタ－一－エン－三ベータ・十七ベータ－ジオール）、一－アンドロステンジオン（五アルファ－アンドロスタ－一－エン－三・十七－ジオン）、ボランジオール（エストラ－四－エン－三ベータ・十七ベータ－ジオール）、ボラステロン、ボルデノン、ボルジオン（アンドロスタ－一・四－ジエン－三・十七－ジオン）、カルステロン、クロステボール、ダナゾール（一・二］オキサゾロ［四・五：二・三］プレグナ－四－エン－二十－イン－十七アルファ－オール）、デヒドロクロロメチルテストステロン（四－クロロ－十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルアンドロスタ－一・四－ジエン－三－オン）、デスオキシメチルテストステロン（十七アルファ－メチル－五アルファ－アンドロスタ－二－エン－十七ベータ－オール）、ドロスタノロン、エチルエストレノール（十九－ノルプレグナ－四－エン－十七アルファ－オール）、フルオキシメステロン、ホルメボロン、フラザボール（十七アルファ－メチル［一・二・五］オキサジアゾロ［三・四：二・三］－五アルファ－アンドロスタン－十七ベータ－オール）、ゲストリノン、四－ヒドロキシテストステロン（四・十七ベータ－ジヒドロキシアンドロスタ－四－エン－三－オン）、メスタノロン、メステロロン、メタンジエノン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルアンドロスタ－一・四－ジエン－三－オン）、メテノロン、メタンドリオール、メタステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－二アルファ・十七アルファ－五アルファ－アンドロスタン－三－オン）、メチルジエノロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四・九－ジエン－三－オン）、メチル－一－テストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチル－五アルファ－アンドロスタ－一－エン－三－オン）、メチルノルテストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四－エン－三－オン）、メチルテストステロン、メトリボロン（メチルトリエノロン、十七ベータ－ヒドロキシ－十七アルファ－メチルエストラ－四・九・十一－トリエン－三－オン）、ミボレロン、ナンドロロン、十九－ノルアンドロステンジオン（エストラ－四－エン－三・十七－ジオン）、ノルボレトン、ノルクロステボール、ノルエタンドロロン、オキサボロン、オキサンドロロン、オキシメステロン、オキシメトロン、プロスタノゾール（十七ベータ－［テトラヒドロピラン－二－イル］オキシ］－一Ｈ－ピラゾロ［三・四：二・三］－五アルファ－アンドロスタン）、キンボロン、スタノゾロール、ステンボロン、一－テストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタ－一－エン－三－オン）、テトラヒドロゲストリノン（十七－ヒドロキシ－十八ａ－ホモ－十九－ノル－十七アルファ－プレグナ－四・九・十一－トリエン－三－オン）、トレンボロン（十七ベータ－ヒドロキシエストラ－四・九・十一－トリエン－三－オン）及び類似の化学構造又は類似の生物学的効果を有する物質

(b)　外因的に投与した場合の内因性（注2）たんぱく同化男性化ステロイドには、次のものを含む。

アンドロステンジオール（アンドロスタ－五－エン－三ベータ・十七ベータ－ジオール）、アンドロステンジオン（アンドロスタ－四－エン－三・十七－ジオン）、ジヒドロテストステロン（十七ベータ－ヒドロキシ－五アルファ－アンドロスタン－三－オン）、プラステロン（デヒドロエピアンドロステロン、ＤＨＥＡ、三ベータ－ヒドロキシアンドロスタ－五－エン－十七－オン）、テストステロン並びにそれらの代謝物及び異性体（少なくとも次のものを含む。）